

令和6年3月定例総会議事録

- 日 時 令和6年3月18日（月） 午前9時30分～午前10時12分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 取消願（農地法第4条による届出）
 - 第2号 農地法第4条による届出
 - 第3号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
 - 第4号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
 - 第5号議案 買入協議の適否の判断について
 - 第6号議案 非農地通知について
 5. 閉 会

午前9時30分 開会

○ 会長

皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年度最後の定例総会となります。皆さん最後までよろしく願います。

能登半島地震から2か月が経ちました。先日は、新幹線が敦賀まで通るということで、地元にとっては、大変喜ばれているとのこと。

また、一日一日暖かさも増してきました、桜の花も徐々に開花していくということで、期待したいと思います。

また、佐賀市においては、3月24日に桜マラソンが開催されますので、選手の方への応援をよろしく願います。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和6年3月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出6件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知26件、報告第3号 使用貸借解約通知6件、局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第4条による届出）1件、局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出1件、局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出4件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請16件、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請7件、第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転11件、第4号議案 農用地利用集積計画 利用権設定88件、第5号議案 買入協議の適否の判断について1件、第6号議案 非農地通知について4件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は3月8日、北部は3月11日に行っております。また、調査会については、南部が3月12日、北部が3月13日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、5番委員の八次正委員、6番委員の蒲原茂委員の両名を指名します。

次に、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回は無かったことを

報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページ及び 2 ページをお開きください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出

1～6

○ 会長

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出、報告番号 1 番から 6 番までの 6 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 3 ページから 8 ページまでをお開きください。

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

1～26

○ 会長

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 1 番から 26 番までの 26 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 9 ページ及び 10 ページをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1～6

○ 会長

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から 6 番までの 6 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 11 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 取消願（農地法第 4 条による届出）

1

○ 会長

局長専決処分報告第 1 号 取消願（農地法第 4 条による届出）、報告番号 1 番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 12 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 4 条による届出

1

○ 会長

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 4 条による届出、報告番号 1 番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 13 ページ及び 14 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 3 号 農地法第 5 条による届出

1～4

○ 会長

局長専決処分報告第 3 号 農地法第 5 条による届出、報告番号 1 番から 4 番までの 4 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 15 ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1～3

○ 会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、普通売買の案件、審議番号2番及び3番の2件は贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 15 ページから 18 ページまでをお開きください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請

4～16

○ 会長

審議番号 4 番から 16 番までの 13 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 4 番、7 番から 11 番まで、13 番、14 番及び 16 番の 9 件は普通売買の案件、審議番号 5 番、6 番、12 番及び 15 番の 4 件は贈与の案件です。

審議番号 10 番について、委員から、農地の売買価格について確認があり、事務局から、申請地は譲受人の自宅に隣接した場所で、価格は双方合意の上で決められており、今後も農地として管理することを確認している旨の説明がありました。

なお、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 13 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 13 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この13件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から16番までの13件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び20ページをお開きください。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1～4

○ **会長**

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は個人で建設業を営んでいますが、申請地を資材置場として整備したく、申請されたものです。

委員から、申請地周囲の境界について、ブロック等の設置は行わないかとの質問があり申請人から、基本的には境界は現状のまま利用する計画であるが、今後支障が生じれば、対策を検討したい旨の回答がありました。

また、委員から、申請地には何を置くのかとの質問があり、申請人から、トラック等の車両や、足場用の資材などを置く旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号2番も、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査

会において申請人説明を求めました。

申請人は個人で建設業を営んでいますが、申請地を資材置場として整備したく、申請されたものです。

委員から、水路境界の被害防除について確認したところ、申請人から、北側水路の竹については伐採予定であり、護岸についても、今後支障が生じれば、対策を検討したい旨の回答がありました。

また、委員から、申請地への車両の乗入れについて問題ないか確認したところ、通行には十分な通路幅であり、地面のでこぼこを均す程度の整地は行う旨の回答がありました。

さらに、委員から、車両の通行の際や作業の際は、十分に注意し、周辺への配慮を行ってほしいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったことから、新たに農家住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に隣接し、自身の営農の傍ら、実家の農業を手伝う上でも適地と判断し、申請されたものです。

委員から、転用目的が農家住宅であることについて確認があり、事務局から、申請人は実家の農家世帯に属しているが、施設園芸を行う法人を経営しており、農振除外の際に独立した農家として判断されている旨の説明がありました。

また、委員から、北側水路に、申請地からの土砂の流出がないように注意してほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「貸資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業の会社を営んでいますが、資材置場が手狭であるため、申請地を資材置場として整備し、会社に貸し出したいと、申請されたものです。

委員から、工事の際や、申請地までの通行の際には、交通安全に十分注意し、地元の交通に配慮してほしい旨の意見が出され、申請人から、了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この4件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 20 ページ及び 21 ページをお開きください。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請

5～7

○ 会長

審議番号5番から7番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号5番は、転用目的が「駐車場」の、農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は認定こども園を運営していますが、駐車場として利用していた敷地が国道の拡幅により収用され、駐車場が不足することから新たに整備を計画し、申請されたものです。

委員から、申請地周辺は道が狭く、水路もあることから、出入りの際には事故等がないよう注意してほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「貸駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、リフォーム業を営んでいますが、事業規模の拡大に伴い、駐車場が不足するため、新たに整備し貸し出したいと、申請されたものです。

委員から、西側道路の施工について確認があり、申請人から、現況のまま利用する予定であるが、今後については、必要に応じて、担当部署と協議する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可なく転用されていた件についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「一般住宅」の農振除外を経た案件です。

申請人は、現在、借家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近く、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページから24ページまでをお開きください。

第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1～9

○ **会長**

第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から9番までの9件:35,716㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書24ページをお開き下さい。

第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

10・11

○ **会長**

審議番号10番及び11番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号10番及び11番の2件：19,556㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号10番及び11番の2件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書25ページから37ページまでをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～48

○ **会長**

第4号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から48番までの48件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から48番までの48件

新規 22件：170,117.36㎡

更新 26件：204,330㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この48件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この48件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この48件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号1番から48番までの48件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書42ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

72

○ **会長**

審議番号72番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ **会長**

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査副会長**

報告します。

審議番号72番

更新 1件：5,862㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送る

ことに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 72 番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ **会長**

次に、議案書 37 ページから 47 ページまでをお開きください。

第 4 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

72 を除く 49～88

○ **会長**

審議番号 72 番を除く、審議番号 49 番から 88 番までの 39 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 72 番を除く、審議番号 49 番から 88 番までの 39 件

新規 14 件：49,810 m²

更新 25 件：117,735 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 39 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 39 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 39 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 72 番を除く、審議番号 49 番から 88 番までの 39 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 48 ページをお開きください。

第 5 号議案 買入協議の適否の判断について

1

○ **会長**

第 5 号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号 1 番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 1 番について、調査会において審議したところ、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書49ページをお開きください。

第6号議案 非農地通知について

1～4

○ **会長**

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号1番から4番までの4件について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化等により再生が困難であるため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会 令和6年3月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会 令和6年3月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時12分 閉会